

多世帯同居リフォーム支援事業

事業の内容	町内の2親等以内の親族（ご両親や祖父母など）と、 <u>新たに同居</u> するために行う住宅のリフォーム費用の一部を補助します。
--------------	---

補助対象者
以下のいずれにも該当すること <u>※既に同居している場合は対象外</u>
自らが所有し居住する町内の住宅、又は新たに同居する親族が所有し居住する町内の住宅を改修する方
新たに多世帯同居※1する方、又は多世帯同居の世帯数が新たに1つ以上増える方
多世帯同居を5年以上継続することを確約できる方
町税等の滞納がない方（世帯全員）
暴力団等との関係がない方（世帯全員）

※1 多世帯同居・・・親、子等の二世帯（2親等以内の親族に限る。）以上の世帯が、リフォーム工事等完成後に速やかに町内の同一住所に居住すること（予定を含む）をいう。

補助対象経費
当該年度の2月までに完了予定の、以下の工事にかかる費用。 ※国、北海道又はその他の団体等から本事業と重複（リフォームなど）する補助金等の交付を受けている工事等でないこと。
間取りの変更及び増築に関する工事
バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差の解消など）
住宅のリフォームに関する工事※2（備品の購入を除く）
その他、町長が必要と必要と認める工事

※2 住宅のリフォームに関する工事

建築物の維持及び機能向上を目的として行う当該建築物の構造部分及び付帯設備の修繕工事、模様替え工事、増改築工事及びクリーニング等とする。

- (1) 基礎、土台、柱の修繕・補強工事
- (2) 外壁、屋根、内壁、天井、床の修繕工事
- (3) 塗装工事
- (4) 給排水、換気、電気、ガス、通信等の設備工事
- (5) 外壁、屋根、庇、樋の設置・修繕工事
- (6) 玄関、居室、台所、洗面所、浴室、便所を改良する工事
- (7) 建具の取替等の工事
- (8) ベランダ、バルコニーの設置・修繕工事
- (9) インターネット回線を住宅へ引き込む工事

補助金の額

補助対象経費の1/2以内の額（上限100万円）
※町内業者※3が施工した場合は上限150万円

※3 町内業者・・・建設業法第3条第1項の規定による許可を有している者であって、木古内町において、現に2年以上事務所を有し営業している者をいう。

補助金の申請

リフォーム工事の着手前（契約前）に、町に申請書を提出してください。

事業の期間

令和4年度から令和8年度まで

担当窓口

まちづくり未来課 まちづくりグループ
Tel01392-2-3131 Fax01392-2-3622